

規制改革会議
貿易タスク・フォース

平成19年11月16日
経済産業省提出資料

1. 原産地証明制度の継続的見直しについて

規制改革推進のための3か年計画（平成19年6月22日閣議決定）において、『EPAに基づく原産地証明制度について、利用者の視点に立った、真に「使い勝手のよい」制度とするため、例えば、原産地証明書の発給主体の多様化、発行手数料の軽減、発給処理期間の短縮、電子化など、その在り方を継続的に見直す』とされているところ、具体的にどのような見直しを行っているのか、体制、検討状況等についてご教示願いたい。

(回答)

利用者の視点に立った真に「使い勝手のよい」原産地証明制度に向けて、原産地証明法施行規則を改正するとともに更なる改善策の検討、官民双方のチェックを行うため、原産地証明制度改革検討会を設置し、継続的な見直しに取り組んでいるところであり、産業界からも肯定的な評価を得ている。

具体的な取組については、以下のとおり。

(1) 原産地証明法施行規則の改正（平成19年7月12日：公布・施行）

①原産品判定の有効期間（1年間）上限の撤廃

＜改正前＞ 原産品である旨の判定がなされた場合、その判定の効力は、原産品であることに変更のない限り、「1年間」有効。

＜改正後＞ 「1年間」を削除し、原産品であることに変更のない限り、判定を有効とする。

＜効果＞ 判定依頼について、少なくとも毎年1回行う必要があったのが、数年に1回に減少。

②発給申請書における代表社印の押印の省略

＜改正前＞ 原産地証明書発給申請書に代表者の押印または代表者から委任を受けた者の署名が必要。このため、WEB申請で完結せず、「紙」の申請書を商工会議所に提出。

＜改正後＞ WEB申請を行う場合は、原産地証明書発給申請書の押印または署名を省略できる旨規定。

＜効果＞ 発給申請に当たり、「紙」の発給申請書を提出する手間等が省ける。

③提出書類の簡素化（輸出許可書及び定款等を除外）

＜改正前＞ 企業登録時の提出書類として定款と登記事項証明書を規定。
発給申請時の提出書類としてインボイスと輸出許可書を規定。

＜改正後＞ 企業登録時の提出書類から「定款」を除外。

発給申請時の提出書類から「輸出許可書」を除外。

（その他、個人の企業登録時の「戸籍謄本」についても除外）

＜効果＞ 「定款」「輸出許可書」を提出する手間等が省ける。

（2）原産地証明制度改革検討会の設置

平成19年8月に原産地証明制度改革検討会を設置し、官民双方で原産地証明制度の改善に向けた検討を行っているところ。これまでに2回開催し、年明けにも3回目の開催を予定している。

これまでの検討会において、7月の施行規則改正に加え、判定手続の際のデータ入力の一層の簡素化等の実施が報告された。

今後とも、本検討会等を通じて、自己証明制度の在り方、手数料の支払い方法の多様化、手数料体系の見直し、電子化等について、継続的な見直しを進めていく予定。

2. 自己証明制度の導入について

(1) 上述の3か年計画において、『コンプライアンスに優れた事業者を対象とする自己証明制度の導入については、経済連携協定相手国との交渉を経て決まる合意事項であるところ、他の事項とのバランス等を考慮しつつ交渉の中で決めるべきものであるが、これらについての検討も積極的に進める。』とされているところ、これまでにどのような検討を行ってきているのか、ご教示願いたい。

(回答)

(1) 日スイスEPAの締結に向けた交渉

日スイスEPAの締結に向け、原産地証明方式については、認定輸出者による自己証明制度と第三者証明制度とが併存する方向で両国間で交渉中。

これまでの交渉を通じて、両国の制度や運用につき、相互の情報提供を通じて理解を深めるとともに、両国間で検討すべき論点を明確化し、絞り込んできている段階と認識。

【参考】

日スイスEPAの締結に向けた交渉

平成19年 5月：第1回交渉

平成19年 7月：第2回交渉

平成19年10月：第3回交渉

平成19年11月：第4回交渉（予定）

(2) 国内の体制整備に向けた検討

①新たな国内法制度の構築

EPA上、自己証明制度が導入された場合に備えて、原産地証明法において自己証明制度を新たに盛り込むことができるよう、所要の改正に向けて準備作業を実施しているところ。具体的には、同法上で必要な義務付け、罰則規定の在り方の検討、イスラエルやEU等で実施されている自己証明制度の制度・運用の調査等を行ってきている。

②認定輸出者制度の在り方

認定輸出者制度の在り方については、コンプライアンスに優れた事業者を認定するための認定基準や認定手続等について、原産地証明制度改革検討会等を通じて、産業界と意見交換を始めており、引き続き、検討を行う。

また、輸入国からの検認要請への対応の体制、手続についても、検討を始めたところ。

2. 自己証明制度の導入について

(2) 今後本格化することが想定される欧米先進国とのEPA交渉においては、欧米で主流となっている自己証明制度に対し、我が国として何かしらの検討を求められることは論を待たない。従って、所謂「市場アクセス」の議論と「原産地証明制度」の議論を混同することなく、特にコンプライアンスに優れた事業者を対象とする自己証明制度の導入に関して、必要な関係法令を整備し、我が国側の自己証明制度そのものの不備によって相手国との交渉が頓挫することのないよう準備すべき、と考えるが如何か。

(回答)

コンプライアンスに優れた事業者を対象とする自己証明制度の導入は、利用者の選択肢を増やし、証明制度の利便性の向上につながると認識。また、産業界からも、自己証明制度の導入が強く要望されているところ。

このような状況を踏まえて、経済産業省としては、我が国の国内制度の不備によって、欧米先進国との交渉が頓挫することのないように、欧米先進国の自己証明制度にも適確に対応できるよう、国内制度をより汎用性のあるものに変えていくことが必要と考えている。

なお、日スイスEPA交渉においては、自己証明制度の導入に向けて交渉が進んでいくことから、経済産業省では、関係法令の見直し、必要な国内実施体制の整備に向けて、関係省庁とも緊密に連携をとりつつ、積極的に検討を進めているところ。